主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人提出の上告趣意について。

右は執行猶予にして貰いたいというのであるが、かかる主張は刑訴応急措置法第 一三条第二項の規定により上告適法の理由とならないから、これを取り上げること ができない。

よつて、刑訴施行法第二条旧刑訴第四四六条に従い、全裁判官一致の意見によつて、主文のとおり判決する。

検察官 田中己代治関与

昭和二五年一二月八日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官